

2026 年9月県議会 総括質問

2026 年 10 月 2 日
日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です。

この間の災害で被害に遭われたみなさま、お亡くなりになられたみなさまにお見舞いとお悔やみを申し上げます。

一、 気候危機対策について

7 月末の熊本地震や全国的な豪雨、ネパールの土石流など、国内外で大規模災害が相次ぐ今、気候危機対策は待ったなしです。

先月発表された国連環境計画の報告書は、パリ協定の目標である 1.5 度を超えることは避けられない、しかしその影響を最小限に抑え、再び 1.5 度に戻すために、人類の取り組みが求められていることを示しています。

最優先課題である温室効果ガスの排出抑制において、世界第 5 位の排出国である日本の果たすべき責任は重大です。

相次ぐ自然災害から住民の命を守るため、県は、国連環境計画の報告書を踏まえ、温室効果ガスの排出削減にどのように取り組んでいくのか伺います。

生活環境部長

温室効果ガスの排出削減につきましては、国連からもその必要性が指摘されており、着実に進めていくことが重要であります。このため、県では、本年三月に策定した気候変動対策推進計画に基づき、再エネの導入拡大や水素の利活用のほか、企業や家庭の脱炭素化支援、森林吸収源の確保など各種施策を展開しており、今後とも、こうした取組を通じて温室効果ガスの排出削減に、オール福島で取り組んでまいります。

大橋委員

国連は、現行の適応策は規模も範囲も足りず、取り組みを強化しなければどんな対策を取っても後戻りができなくなると指摘しています。

気候変動適応への取組の抜本的な見直しが必要と思いますが、県の考えを伺います。

生活環境部長

気候変動適応への取組につきましては、自然災害の激甚化・頻発化や農作物への被害、熱中症リスクの増大など、県民生活の幅広い分野に影響が及んでいることから、その重要性

はますます高まっております。このため、気候変動適応センターを中心に気候変動に関する情報の収集、分析及び発信を行うとともに、気候変動対策推進計画に基づき各分野の取組を強化することとしており、引き続き、市町村等と連携しながら、適応策を推進してまいります。

大橋委員

要望ですが、やっぱり危機感をもって取り組むべきというのが国連の報告書の趣旨だったと思いますのでその点を要望しておきたいと思います。

二、アンダーパスの冠水対策について

大橋委員

国際研究グループ「クリマメーター」によると、この間の記録的な大雨の降雨量は過去と比べて5～15%増加しており、洪水リスクやインフラ整備が求められています。

県は、道路のアンダーパス部において、冠水による事故防止の対策に取り組む市町村をどのように支援していくのか伺います。

土木部長

冠水による事故防止の対策に取り組む市町村への支援につきましては、8月の千葉豪雨等によるアンダーパス部の冠水事故を踏まえ、市町村や警察、消防などによる情報連絡会議を速やかに開催し、事前通行規制など、実効性の高い対策の情報提供等を行ったところであり、引き続き、市町村の実情に応じた助言を行うなど、効果的な支援に努めてまいります。

三、避難所の環境改善について

大橋委員

7月の熊本地震ではTKB48＝発災から48時間以内に、洋式トイレ、温かい食事、簡易ベッドを提供することができず、10年前の教訓が生かされていないような状況でした。

本県では、大規模災害時の避難所において、洋式トイレや温かい食事、簡易ベッドなどを提供できるよう市町村の備蓄を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

避難所の良好な生活環境を確保するため、避難所運営マニュアルにより、市町村に洋式トイレや簡易ベッドなどの備蓄を進めるよう助言を行っているほか、温かい食事が提供可能なキッチンカーの派遣体制も整えております。加えて、発災時には、県の備蓄物資の提供や国のプッシュ型支援の活用により、避難所等で必要とされる物資を速やかに補完するなど、

今後も市町村の支援に取り組んでまいります。

大橋委員

いろいろ県も備蓄をして民間とも連携を準備されているということでしたけれども、その準備している備蓄を 48 時間以内に届ける、それが災害関連死を防ぐうえでも重要だと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

危機管理部長

避難所の体制を整えるための物資等の提供につきましては、私どものほうで、物流事業者等と連携協定を結びながらその配送体制を確保しているところであり、引き続き民間事業者とも連携しながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。

大橋委員

避難所となる学校体育館へのエアコン設置も急務です。小中学校体育館へのエアコン設置は全国平均が 31.7%、しかし本県はその半分のわずか 14.5%です。県は、高校体育館のエアコン設置に 7 年かける計画ですが、遅すぎます。

県立高等学校の体育館へのエアコン設置を迅速に進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

県立高等学校の体育館へのエアコン設置につきましては、今年度から、指定避難所とされている体育館を優先して計画的に進めることとしております。

大橋委員

国は計画を 4 年前倒ししています。県も同様に前倒しすべきですが再度伺います。

教育長

避難所に指定されている県立高等学校の体育館へのエアコン設置につきましては、計画的に進めることとしており、設置前に対応が必要となった場合にはエアコンが設置されている教室の使用なども含めて避難所を開設し運営する市町村とも協力しながら対応してまいりたいと考えております。

大橋委員

7 年かける計画は変えないということですか。

教育長

今ほど申し上げました通り、計画的に進めていく考えであります。

大橋委員

先ほど申し上げた通り国も前倒ししていて、市町村もそれぞれ独自に取り組みを強めています。そういう中で県だけが7年計画に固執するっていうのは遅れているっていうことだと思うんですけども、何年かける計画なのかうかがいます。

教育長

国の考えも踏まえつつ、計画的に着実に進めてまいる考えであります。

大橋委員

迅速な取り組みを求めたいと思います。

次の質問にうつります。

現在、県立学校 18 校の校舎には太陽光発電設備が導入されています。

避難所となる県立学校へ自家発電設備や蓄電池などの非常用電源設備を整備すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

避難所となる県立学校への非常用電源設備の整備につきましては、電力が復旧するまでの間、電源の確保が必要となった場合は、可搬型の発電機による対応も可能であると考えており、その際は、避難所を開設・運営する市町村と協力しながら対応してまいります。

大橋委員

県は、民間企業に対し、避難所の電源確保に活用する発電機や蓄電池の購入補助を行っています。災害発生時には県の要請をうけ、民間企業から避難所への貸し出すことが条件です。

可搬型電源装置整備促進事業補助金について、申請件数を伺います。

危機管理部長

令和8年度の可搬型電源装置整備促進事業補助金につきましては、9月末現在、9件で計81台分の申請がなされております。

大橋委員

今、9件で81台分というご答弁がありました。予算と比較すると、ほぼほぼ使い切る状況と

うかがっています。それだけ好評な事業だと思いますが、しかしこの事業は今年度限りとなっています。

可搬型電源装置整備促進事業補助金は来年度以降も継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

可搬型電源装置整備促進事業については国の交付金を財源としておりますことから、来年度以降につきましては、国の予算の動向を注視するとともに、事業者のニーズや避難環境における課題なども踏まえながら、事業の必要性を検討してまいります。

四、会計年度任用職員の雇用維持について

大橋委員

知事部局における会計年度任用事務職員について、フルタイム及びパートタイムの職員数を伺います。

総務部長

知事部局における会計年度任用事務職員の職員数につきましては、令和8年4月1日現在フルタイムが111人、パートタイムが310人となっております。

大橋委員

知事部局における会計年度任用事務職員について、昨年度の退職手当の支給人数を伺います。

総務部長

知事部局における会計年度任用事務職員退職手当につきましては、福島県職員の退職手当に関する条例に基づき、フルタイム勤務のうち、原則として、1月あたり18日以上勤務した月が、連続して六月を超えた者を対象としており、昨年度は33人に支給しております。

大橋委員

本県の会計年度任用職員は3年に一度、必ず雇い止めとなり、継続したい場合は他の応募者と同様に試験を受ける必要があります。しかし人事院はこの制限を撤廃、総務省もマニュアルを改定しています。国の方針通り、本県でも3年での機械的な雇い止めを早急に見直すべきです。

会計年度任用職員について、公募によらない再度任用の回数制限は撤廃すべきと思いますが、県の考えを伺います。

総務部長

会計年度任用職員の公募によらない再度任用につきましては、採用を希望する全ての方の応募機会をできる限り確保するため、公募によらない再度任用の回数を連続二回までとする取扱いとしております。

大橋委員

国はこの10月も非正規国家公務員に対して住居手当を支給すべきとか言った形で正規職員と非正規職員の格差を解消させようという動きを進めているわけです。県もその流れを見習って制度改正するべきだと思いますが再度うかがいます。

総務部長

会計年度任用職員制度につきましては、趣旨に沿った運用を引き続き行うとともに、年齢や性別にかかわらず均等な応募機会を提供する平等な取り扱いの原則に沿った任用を行うなど、適正な任用、勤務条件の確保に努めてまいります。

五、県職員の働き方について

大橋委員

女性管理職の割合を引き上げるには、様々な環境整備が必要です。明治大学の出雲明子教授は「政策決定に関与できる本庁において女性管理職の割合を高めるためには、管理職になるために必要なキャリア研修と長時間労働の是正が必要だ」と話しています。

女性職員のキャリア形成に向け、研修の機会を確保すべきと思いますが、県の考えを伺います。

総務部長

女性職員のキャリア形成につきましては、先輩職員との対話を通して、出産や育児などのライフイベントとキャリア形成の両立について考えるキャリアデザイン研修を実施しているところであります。今後とも、職員一人一人が仕事と家庭の両立など、多様な働き方への理解を深め、誰もが能力を最大限発揮できるよう、研修を実施してまいります。

大橋委員

今のご答弁だと、女性が自分のキャリアをどう考えるかっていう範疇にとどまっているように感じます。私が申しあげたいのは、そういう事ではなく、職場全体で性別問わずキャリア形成ができる環境整備、経験を積むとかですね、幅広い取り組みやっていくっていう、そういうことが必要だと思ってるんですが、いかがでしょうか、再度ご答弁ください。

総務部長

女性職員のキャリア形成に向けては、福島県職員男女共同参画推進行動計画に基づき、職員一人一人が能力を十分発揮できるよう、研修機会の確保に加え、幅広い職務経験の付与等を進めているところであります。

大橋委員

管理職になる際、育児・介護との両立や長時間労働がネックとなっています。
県職員の長時間労働を是正すべきと思いますが、県の考えを伺います。

総務部長

これまで、管理職員による業務管理の徹底や、D Xの推進等に取り組んできた結果、令和7年度の超過勤務時間は、震災以降、最少となったところであり、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、業務の効率化や省力化を図りながら、超過勤務の縮減に努めてまいります。

大橋委員

南相馬市では、東北で初となる「育休等サポート感謝制度」を導入しました。この制度は、「育休を取得する人」だけでなく「それを職場で支える人」にもスポットを当てた画期的な取り組みです。

県職員の育児休業に伴う業務負担を軽減すべきと思いますが、県の考えを伺います。

総務部長

県職員の育児休業に伴う業務負担の軽減につきましては、育休代替職員の配置や会計年度任用職員の任用などにより、必要な人員確保に努めているところであります。

六、聴覚障害者情報支援センターの運営費について

大橋委員

聴覚障害者情報支援センターでは、改正障害者差別解消法の施行等に伴い、民間企業からの専門的な問い合わせが増加しています。専門的知識を持つ職員の配置とその定着のために人件費の増額が求められています。

聴覚障害者情報支援センターの運営費を増額すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

聴覚障害者情報支援センターの運営費につきましては、委託する業務内容と必要な人員

等を精査の上、委託先である一般社団法人福島県聴覚障害者協会との契約に基づき適正な金額で業務を委託してまいります。

七、中小事業者への直接支援について

大橋委員

賃金格差は人口減少の要因とも言われています。今月 16 日から最低賃金が 61 円引き上げられ 1094 円になります。労働者にとっては歓迎すべきことですが、中小企業には重い課題です。

中小企業賃上げ緊急一時支援事業について、再度実施すべきと思いますが、県の考えを伺います。

商工労働部長

中小企業賃上げ緊急一時支援事業につきましては、昨年度、最低賃金の過去最大となる引上げに伴い、中小企業等の負担を緩和し、雇用の維持を図ることを目的とし、一度に限り、実施したものであります。

大橋委員

今、物価高騰とかいろんな影響が長く続いている中で、この賃上げは企業にとっては重いものです。でもやらなきゃいけないわけですね。そういう時に、県内の雇用を守ってる中小事業者を支える政策が必要だと思うんですが、再度ご答弁をください。

商工労働部長

昨年度は最低賃金の急激な引き上げに対応するために、緊急一時的に実施したものでございます。今年度は価格転嫁の円滑化や生産性向上への伴奏支援、国の業務改善助成金の活用促進を通じまして継続的な賃上げが可能となる環境づくりに取り組んでまいります。

八、奨学金返還支援事業の拡充について

大橋委員

これまでも予算も対象も広げてきました。しかし、既卒者の場合、県外在住が要件となっており、対象にならなかった方から要件緩和の要望を受けました。

若者の県内定着・還流に向け、奨学金返還支援事業の対象要件を拡大すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

知事

急激な人口減少が進む本県においては、復興と地方創生を進めていくため、未来を担う若い世代が県内に定着・還流し、地域産業を支える人材として活躍していただくことが重要であります。このため、昨年度から、奨学金返還支援事業の対象となる産業分野を公務員を除いた全産業に、また、対象者を大学生等に加え、短期大学生等に拡大いたしました。

さらに、就職情報サイトを活用したダイレクトメールによる周知や、就職支援協定校と連携した情報発信に加え、大学等への進学を控えた高校生や進路決定に大きな影響力をもつ保護者に向けての広報を強化しております。引き続き関係機関と連携をしながらあらゆる機会を捉えて制度の周知に努め、一人でも多くの方の利用につながるよう取り組んでまいります。

大橋委員

再度伺います。三春町では、奨学金返還補助として年間最大 18 万円を70人に、それを8年間実施しています。条件は町民であることくらいで非常にハードルが低いものです。

私が話を伺った方は、県外の大学卒業後、Uターンして県内就職が決まった、そのあとにこの事業の利用を考えたが、すでに県内に住んでいるので対象にならないと言われてしまいました。しかし、県内で就職して福島でがんばろうと思っている若者であることには変わりありません。知事仰った通り、人口減少対策にこの制度非常に有効だと思っています。この制度をさらに拡充させて、若者にもっと光のあたる県政を実現するために知事の判断が必要だと思います。

県内で働く若者はすべて対象とすべきと思いますが、再度知事に伺います。

商工労働部長

奨学金返還支援事業につきましては本県の産業人材を確保することを目的に新卒者、主に県外在住の既卒者を対象に、県内企業に就職し県内に定住することを要件に実施しているものでございます。

大橋委員

知事からご答弁頂けなかったということで非常に残念ですが、知事がいつも仰っていた通り、人口減少対策は2つの危機のうちの一つです。こういう時に県外からの移住だけを対象にするような今の制度の見直しが必要だと思います。

私が要望を受けただけでなく、他のところからも問い合わせがきているはずですから再度見直しをしていただいて、知事にとってもこの福島県が若い人たちも安心して暮らせるというメッセージを示していく必要があると思いますので、要望として申し上げたいと思います。

九、稲作農家支援について

大橋委員

今年の本県の概算金は、1俵あたり1万4千円。しかし、機械代や人件費を入れた生産コストは3万1千円と作れば作るほど赤字が膨らむ厳しい状況です。生産者の高齢化も進む中、今こそ県が農家経営を守る対策を講じるべきです。

稲作農家が再生産可能となる支援を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

稲作農家が再生産可能となる支援につきましては、安心して農業経営を行うことができるよう、収入保険や農業共済への加入、経営所得安定対策の活用等を促進するとともに生産コストの低減等による所得向上に向け、スマート農業の導入や農地の集積・集約化などを支援してまいります。

大橋委員

深刻な担い手不足に今対策を取らなければ、稲作農家が居なくなって、米が食べられない危機的状況が今目前まで迫っています。

今回、国の新規就農者支援の対象年齢と補助額が引き上げられ、今議会の補正にも上がっています。稲作の新規就農者を県独自に支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

新規就農者への支援につきましては、初期段階における経費の負担軽減が必要であることから、県独自に中古の農業機械の導入に対する助成や、年齢要件等により国の経営開始資金の対象とならない新規就農者に対する資金の交付等のほか、国の農業機械の導入支援補助二分の一以内に加え、県においても四分の一以内を負担し、通常より高い補助率として新規就農者を支援しているところであります。

以上で質問を終わります。